

医療法人殿田橋整形外科

(介護予防)通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人殿田橋整形外科が開設する殿田橋整形外科(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 殿田橋整形外科 通所リハビリテーション
- ② 所在地 豊橋市飯村町西山 7-644

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名(常勤兼務、管理者と兼務)
理学療法士 2名(常勤兼務)
従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 火曜日と金曜日とする。ただし、国民の休日及び8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後7時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時50分から午後0時20分まで

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 10名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に

記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 短期集中個別リハビリテーション実施加算
- ④ 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)
- ⑤ 退院時共同指導加算
- ⑥ 12月超減算

2. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、豊橋市内の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条

1. 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(秘密保持等)

第10条

1. 個人情報保護法を遵守し、医療法人殿田橋整形外科、並びに通所リハビリテーションの個人情報の保護に関する基本方針にそって、個人情報を取り扱う。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止について)

第11条

1. 虐待防止に関する責任者を選定している。虐待防止に関する責任者：山本 洋司

2. 成年後見制度の利用を支援する。

3. 苦情解決体制を整備している。

4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施している。

5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(ハラスメントの防止について)

第12条

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる。

2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討する。

3. 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努める。

4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置

利用契約の解約等の措置を講じる。

(事業継続計画の策定等について)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

1. 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(会議や多職種連携における ICT 活用)

第14条 各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進から ICT の活用を行う。

1. 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にし、テレビ電話等の活用を行う。
2. 利用者等が参加して実施するものについては、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等の活用実施を行う。

(苦情処理)

第15条

1. 提供した指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を十分に配慮して必要な措置を講じるものとする。
2. 提供した指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条

1. 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第17条

1. 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後3か月以内
 - ②継続研修 年2回
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人殿田橋整形外科と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。